

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 5 日作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第42条第3項において準用する第22条第6項
処 分 の 概 要 : 機械警備業務管理者資格者証の再交付
原権者 (委任先) : 島根県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法施行規則第63条、第43条第3項 (機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 申請者の住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話0852-26-0110内線3031)
備 考 :